

電気料金負担軽減支援事業に係る供給条件

2025年1月1日実施

川重商事株式会社

1 適用範囲

この電気・ガス料金負担軽減支援事業に係る供給条件（以下、「本供給条件」）は、電力売買約款（2024年7月1日実施）にもとづき、低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

適用期間は、当該一般送配電事業者の定める託送約款等における、料金調停対象年月が2025年2月分の料金に係る計量期間または検針期間（以下、「計量期間等」）の始期から料金調停対象年月が2025年4月分の料金に係る計量期間等の終期までといたします。

3 電気・ガス料金負担軽減支援事業に係る供給条件の変更

(1) 電力売買約款または電気・ガス料金負担軽減支援事業の変更により、本供給条件を変更する必要がある場合、当社は変更後の電力売買約款または電気・ガス料金負担軽減支援事業をふまえ、本供給条件を変更することがあります。この場合、適用期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気料金負担軽減支援事業に係る供給条件によります。

(2) 当社は本供給条件を変更する場合、変更後の電気料金負担軽減支援事業に係る供給条件を当社のホームページ上等でお知らせします。

4 燃料費調整

燃料費調整とは、電力売買約款の電力量料金において、燃料費調整額を加えること、または差し引くことをいいます。

5 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における電力売買約款の電力量料金は、電力売買約款附則に定める燃料費調整によらず、別表（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額といたします。

6 その他

その他の事項については、電力売買約款に定めるところによるものといたします。

別 表 (燃料費調整)

1 燃料費等調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。また、 α 、 β および γ の値については、当該みなし小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

ロ 基準燃料費調整単価

本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下、「基準燃料費調整単価」）は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、次の算式における基準燃料価格については、消費税等相当額を含む金額とし、当該みなし小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times 2 \text{ の基準単価} / 1,000$$

ハ 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し次の通り適用いたします。なお、基準燃料費調整単価適用期間は、当該一般送配電事業者が提供する計量データの対象年月に係る計量期間等とします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月分料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月分料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月分料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月分料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月分料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月分料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月分料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月分料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月分料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月分料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期	翌年の 4 月分料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月末日までの期間	翌年の 5 月分料金に係る計量期間等

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、当該 1 月の使用電力量に、ロによって算定された基準燃料費調整単価を適用して次の算式により算定される金額とします。ただし、契約種別が従量電灯Aの場合、最低料金適用電力量までは、ロによって算定された最低料金の基準燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から、最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された基準燃料費調整単価を適用して算定いたします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{基準燃料費調整単価} - \text{ホに定める特別措置の燃料費調整単価})$$

ホ 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		料金調停対象年月が2025年2月分の料金に係る計量期間等の始期から、料金調停対象年月が2025年3月分の料金に係る計量期間等の終期までの期間	料金調停対象年月が2025年4月分の料金に係る計量期間等の期間
1キロワット時につき	低圧	2.5円	1.3円
	高圧	1.3円	0.7円

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、当該みなし小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

3 通 知

当社は、上記 1（燃料費等調整額の算定）ロの基準燃料費調整単価から 1（燃料費等調整額の算定）ホに定める特別措置の燃料費調整単価を差し引いた燃料費調整単価について、当該 1 月の電気料金請求までにお客さまに通知するものとします。